は、調査管理課、広域情報管理課、調査総括課、調査審理課、国際調査管理課、国際調査課及び調査開発課、関東信越国税局にあっては、調査管理課、調査総括課、調査審理課及び国際調査課、札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局にあっては、調査管理課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～三　略］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千八百三十三人以内を置く。

2　［略］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千六百八十一人以内を置く。

2　［略］

（副署長）

第五百四十六条　各税務署を通じて副署長四百七十四人以内を置く。

［2・3　略］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　［略］

［2～4　略］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百九人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千五百三人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて七百四人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千三百四十七人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十一人以内とする。

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官四千九百四十一人以内を置く。

2　［略］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万五千三人以内を置く。

2　［略］

（副署長）

第五百五十九条　各税務署を通じて副署長四人以内を置く。

［2・3　略］

別表第四（第三百四十三条関係）

税関出張所及び税関支署出張所の名称及び位置

所轄税関	出張所名	位置
［略］		

括課、調査審理課及び国際調査課、札幌国税局、仙台国税局、金沢国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局にあっては、調査管理課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

［一～三　同上］

（国税調査官）

第五百十七条　調査査察部（東京国税局にあっては、調査第一部、調査第二部、調査第三部及び調査第四部、大阪国税局にあっては、調査第一部及び調査第二部、名古屋国税局にあっては、調査部とする。）を通じて国税調査官二千七百八十八人以内を置く。

2　［同上］

（国税査察官）

第五百十八条　調査査察部（東京国税局、名古屋国税局及び大阪国税局にあっては、査察部とする。）を通じて国税査察官千六百八十九人以内を置く。

2　［同上］

（副署長）

第五百四十六条　各税務署を通じて副署長四百七十九人以内を置く。

［2・3　同上］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　［同上］

［2～4　同上］

5　税務広報広聴官の定数は、各税務署を通じて百二十人以内とし、特別国税徴収官の定数は、各税務署を通じて四百七人以内とし、特別国税調査官の定数は、各税務署を通じて千五百十人以内とし、統括国税徴収官の定数は、各税務署を通じて九百四十九人以内とし、統括国税調査官の定数は、各税務署を通じて三千四百二十九人以内とし、酒類指導官の定数は、各税務署を通じて百三十一人以内とする。

（国税徴収官）

第五百五十五条　各税務署を通じて国税徴収官五千九百五十九人以内を置く。

2　［同上］

（国税調査官）

第五百五十六条　各税務署を通じて国税調査官一万五千八百八人以内を置く。

2　［同上］

（副署長）

第五百五十九条　各税務署を通じて副署長三人以内を置く。

［2・3　同上］

別表第四（第三百四十三条関係）

税関出張所及び税関支署出張所の名称及び位置

所轄税関	出張所名	位置
［同上］		